

## 静岡県告示第84号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を令和3年2月9日から起算して15日間、静浦漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月9日

静岡県知事 川勝平太

### 1 発起人の住所氏名

静岡県沼津市志下327-4 大川 隆夫

エンゼルハイム静浦901

静岡県沼津市志下669-7 高島 行生

静岡県沼津市馬込182-3 伊集院 兼和

静岡県沼津市江浦189-1 大木 恒夫

静岡県沼津市口野29-5 田内 悦夫

### 2 加入区

静浦加入区

### 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

静浦漁業協同組合